

保護者各位

板橋区子ども家庭部
保育サービス課長 佐藤 隆行
(公印省略)

緊急事態宣言の発出に伴う板橋区内保育園の対応について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が東京都他3県に対し発出されたことから、板橋区内保育園（区立保育園、私立認可保育所、地域型保育事業。以下同じ。）の対応につきまして、下記のとおりとさせていただきます。

記

今回の緊急事態宣言は、令和2年4月7日から同年5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言時の対応とは異なり「社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する」ものであり、厚生労働省からも保育所については原則開所することを要請されております。また、保育園は児童福祉施設として、必要な者に必要な保育を提供するという観点から、板橋区内保育園においては、**登園自粛は求めず、通常どおり開所**いたします。

園においてはこれまで同様、消毒や手洗いの徹底、マスクの着用等、感染防止策を講じた上で保育を行います。ご家庭でも引き続き毎日の健康管理を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない時は登園を控えていただく等、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染者の発生などに伴う臨時休園の場合を除き、保育園をお休みされたことによる保育料の減額・免除は行いませんので、ご了承ください。

なお、政府から緊急事態宣言の期間変更や、東京都の実施する緊急事態措置において新たな方針が示された場合、その内容を踏まえた区の方針を、改めてご案内させていただきます。

今後も安心・安全な保育運営に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【担当】 保育サービス課保育運営・給食係（区立保育園） TEL 3 5 7 9 - 2 4 8 3
保育サービス課民間保育振興係（私立保育園） TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2